

第十回国会 衆議院 地方行政委員會議録第二十一号

(三四三)

昭和二十六年三月八日(木曜日)

午前十一時二十七分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

委員 野村專太郎君 理事 藤田 義光君

大泉 寛三君 尾關 義一君

川本 末治君 黒澤富次郎君

田中 啓一君 床次 徳二君

山手 満男君 久保田鶴松君

松澤 兼人君 立花 敏男君

出席政府委員

地方自治行政次官 小野 哲君

地方自治行政次官 鈴木 俊一君

自治行政次官 奥野 誠亮君

自治行政次官 奥野 誠亮君

委員外の出席者

議員 佐藤 親弘君

議員 有松 昇君

議員 長橋 茂男君

三月八日

委員高橋等君及び山本久雄君辭任に

つき、その補欠として小玉治行君及

び門脇勝太郎君が議長の指名で委員

に選任された。

三月七日

遊興飲食税の撤廃に関する請願(藤

枝泉介君紹介)(第一〇六〇号)

旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃

に関する請願(佐々木盛雄君紹介)

(第一〇七一号)

同(神田博君紹介)(第一〇七二号)

同(田中重輔君紹介)(第一〇七三号)

入場税五割軽減の請願(高橋英吉君

外六名紹介)(第一〇七四号)

地方公務員中単純勤務に雇用される

者の身分取扱に関する請願(大矢省

三君紹介)(第一〇七五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

地方税法の改正等に関する陳情書

(二都九県議會議長会代表東京都議

會議長石原永明外九名)(第三二四

号)

地方財政平衡交付金の増額等に関す

る陳情書(長崎市長崎縣議會議長岡

本直行)(第三二五号)

地方財政平衡交付金法の一部改正に

関する陳情書(北海道市議會議長会

會長小樽市議會議長岩谷静衛)(第三

二八号)

地方自治体の負担増加に対する財源

附与の法制化に関する陳情書(北海

道市議會議長會會長小樽市議會議長

岩谷静衛)(第三二九号)

警察法改正に関する陳情書(大阪府

下三島地区公安委員長警察長連合協

議會吹田市公安委員長嘉納英恒外十

一名)(第三四九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

公述人選定に関する件

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四五号)

○前尾委員長 これより會議を開きま

す。

前會に引続き、地方税法の一部を改

正する法律案、内閣提出第四五号を議

題といたします。本日は政府より逐條

的に詳細に説明を聴取したいと思

います。奥野政府委員。

○奥野政府委員 お手元に配付してお

ります。地方税法の一部を改正する法律

案、新旧対照表でござんいた。いた

方が都合がよいのではないかとと思

います。

第三條の二を新しくつけ加えたわ

けでありますけれども、地方税法の規

定の中ではいろいろな権限をその内容

の重要性いかん等によつて、あるいは

地方団体の長に帰属させたり、あるいは

地方団体の徴税吏員に帰属させたり

しては、地方団体の徴税吏員に帰属させたり

を府県あるいは市町村の規則だけで簡

単に徴税吏員に委任してしまふといふ

ことも考えものでありますので、そうい

う際にはやはり地方団体の議会の議決

に付した上で委任するかどうかを

決定させたいというふうな意味合いの

もとにこの種の規定を置いたわけであ

ります。これをしまふと、地方自治

法に一般原則に従ひまして、ことさら

に地方団体の議会の議決に付さない

で、長の専断の考えで委任してしまふ

ことが出来るわけでありまして、そうい

うことはあまり適當ではないと考えた

ので、この種の規定を置いたわけであ

ります。

第五條は新しく国民健康保険税を創

設した結果による改正であります。

第九條の四項を新しくつけ加えたわ

けでありますけれども、納税義務の承

継につきましては、当該義務にかわり

ますところの申告または報告の義務も

承継するものであるということを、字

句の上でも明らかにしようとしたして

おる趣旨であります。

第十五條の改正は、国税、地方税相互

間の先取特権につきまして改正を加え

ているのであります。現行法では滞

納処分につきましては、現行法では滞

納処分は先に滞手いたしました税

が、優先するといふ建前をとつており

ます。しかしながらその他の場合、た

とえば破産の宣告がありまして、破産

管財人に対しまして、税金交付の要求

をいたしました際には、常に国税が優

先するといふことになつてゐるのであ

ります。これは無條件に国税が地方税

に優先しなければならぬといふ道理

はありませぬので、そういう場合には

国税と地方税とは同順位にしたいとい

うこととあります。さらに言いかえれ

ば交付要求をいたしました国税額と地

方税額に按分して、それらの収入に

いたしたいといふ意味合いにおける改

正であります。

第十八條の改正は、還付または充

加算金についての問題でございませう

けれども、新たに設けました第二項は、

「二以上の納期において又は二回以上

に分けて納付し、又は納入した地方団

体の徴収金について」とは、そのような

計算の方法をとるかといふことが明確

ではございませぬので、すでに法人税

法や所得税法に行われております方針

を、そのまま地方税の上にも採用しよ

うといふふうにしたために、この種

の規定を加えたわけであります。

第二十九條の改正は、異議の申立て

につきましては、文書をもつてしなけ

ればならないといふことを、言葉の上

でも明らかにしておきたいといふふう

に考えたわけでありまして、従来文書

をもつてする習慣になつておるわけで

ありますけれども、法文の上では明ら

かではございませぬので、特にこの規

定を置きますことによつて、異議の申

立てをしめて、国税庁の方で決定処分

を放つておく、そういう場合には、異

議の申立てをした人は一定の期間が過

ぎました場合には、異議の申立てをし

りぞけられたとみなしまして、さらに

上級庁へ訴えをいたして行くことがで

きるわけでありませぬけれども、文書に

よる異議の申立てでありませぬと、異

議の申立てをいたしましてから何日間

経過しているかどうかといふことが明

確でないわけでありませぬ。そこで常

に異議の申立ては文書をもつてするとい

うことになつておりますれば、長い期

間決定を放擱されておりました際に

は、異議の申立てをしりぞけられたと

いたしまして、次の訴えの段階に移る

ことがはつきりいたすわけでありませ

ぬ。そうしたいといふ理由から明文

を設けることになつたわけでありませ

ぬ。

第三十一條の改正は、新たに加算法

をとることにいたしました関係上、言

葉の使い方を改めただけのことであり

ます。すなわち「支出金額に算入す

る」といふのを、「附加価値額から控

除する」といふことにしたわけであ

ります。これは今申し上げましたように、加算法をとる關係上、そちらの言葉との關係から、單に、内容をかえませんで、言葉だけを改めたわけであります。

第三十一條の二は、青色申告書の提出を認められている法人の事業にかかっている附加価値額の算定の特例であります。すなわち附加価値額の計算は、繰上上げ金額から特定の支出金額を控除いたしますところの、いわゆる控除方式を用いることにいたしておるわけでありすけれども、特に必要のありません納税義務者につきましては、その選択によりまして、加算法の採用を認めようとするものであります。その第一項におきましては、加算法の選択を認められる法人は、青色申告書の提出を認められている法人に限つてゐるわけでありす。ことさらに青色申告書の提出を認められている法人に限りましてのは、加算法の計算方式をとりますと、所得というものを明確にしなればならぬわけでありす。所得につきましては、損益の計算をしなればならぬわけでありすので、単に外部に支払つた、内部に支払つたという問題以上に、明確な規定を必要といたしますので、青色申告書の提出を認められている法人に限ろうとするわけでありす。個人につきましては、特に加算法をとらなければならぬような大規模な企業、あるいは大規模な複式簿記を備えて経理しなければならぬような企業も考えられませんので、一応原則的な控除方式にのつとてやつてもらつて、不合理はないじやないだらうかというような考え方をとつておるわけでありす。加算法によりす。

場合とは、そこに書いてありますように各事業年度の所得並びに当該事業年度中において支払うべき給与、利子、地代及び家賃の額の合計額をとることになるわけであります。そこで二項をもちまして、その場合の所得とは何ぞやということの規定いたしておるわけであります。原則的には、所得といふものは法人税法によりますところの所得をとるわけでありますけれども、法人税法の所得の計算におきましては、欠損の繰越しを五年間認められるわけでありました。加算法によりまして計算いたしました場合にも、すなわち所得と給与と利子と地代と家賃と全部合算いたしまして、赤字になる場合があるわけであります。すなわち所得において損金の額が多い場合には、その年度の附加価値額全体が赤字になることであるわけであります。その場合には、控除法によります場合と同じように、赤字の繰越しを五年間認めるわけであります。ところが個々の所得の計算におきまして、生じた損金を五年間繰越しを認めて参りますと、二重に赤字の繰越しを認めることになりまして、所得計算上の赤字の繰越しは認めない。しかし加算法において計算をした結果の赤字の附加価値額の繰越しは五年間認める、こういうような方式をとりたいと思っております。その点だけが法人税法の計算と食い違つて参る点であります。それが三項、四項にわたる規定の内容であります。第五項におきまして、この加算法を採用しようとする法人の手続を書いているわけであります。すなわち「加算法によつて附加価値額を算定しようとする法人は、昭和二十六年十二月三十一日

までに、当該道府県の條例の定めるところによつて、あらかじめ、事務所又は事業所所在地の道府県知事にその旨を届け出なければならない。すなわち届出だけで加算法を自由に選択せよととしておるわけであります。この届出を受けてました道府県知事は、第十項に書いてありますように、「道府県知事は、第五項の届出を受理した場合又は前項の承認をした場合においては、遅滞なく、当該法人の名称、事業の種類、その有する事務所又は事業所の所在地及び加算法によつて附加価値額を算定する最初の事業年度の初日を告示しなければならない。自由を選択を認めなければならぬ。自由を選択を認めることによつて、公にそのような計算方式をとるのだということを明らかにしておきたい」というふうに考えておるわけであります。第六項では、昭和二十六年の十二月三十一日までに加算法をとるか、控除法をとるかを決定してしまふわけでありすけれども、その後において加算法をとる必要を生じて来た法人については、どういふふうな選択の余地を認めて行くかということを書いておるわけでありす。昭和二十六年十二月三十一日までは自由な選択を認めておるわけでありすから、その後においてはもはや原則として企業の任意によつて加算法を採用するということを認めるべきではないと思ふのであります。しかしながら例外的に事業の内容を変更したことによりまして、控除法によつて附加価値額を算定することが著しく困難であります場合においては、道府県知事の承認を受けて、加算法による計算方式を認め

ることにしているわけでありまう。今年の十二月三十一日まではずたく自由の選択によつて認めるわけでありまうが、それ以後は事業内容を変更したたことによつて控除法によつて附加価値額を算定することが著しく困難である場合であつて、道府県知事の承認を受けたなければならぬという制限をいたしておるわけでありまう。しかしながら第九項に書いてありますように「その内容を審査して第六項に規定する事由がある」と認めた場合においては、これを承認しなければならぬ。但し、当該法人が控除法によつて附加価値額を算定した最初の事業年度の初日から相當の期間を経過していない場合又は加算法によつて附加価値額の計算が正確に行われ難いと認められる場合においては、当該申請を却下することができるといふようにある程度の縛り方をいたしておるわけでありまう。このように控除法をとつておりますものが、將來加算法に移れることについては規定を設けているわけでありまうけれども、一たび加算法を選択したものが、その後自由に控除法に移るといふことを認める必要はないと考えておるわけでありまう。加算法の計算方式が困難になるといふ場合が予想せられまうので、一旦加算法を選択いたしました場合には、その後において事業の拡張をやるのだから、控除法に移つて固定資産の所得額をまる／＼一度に控除してもらいたいといふふうに考えまうといふ方針をとつております。ただこれを條件にしておりますので、青色申告を取消されましたり、あるいは青色申

告をやめましたりした場合には、おのずから加算法から控除法に移るということになるわけであります。そのように附加価値額の算定方法に変更があつた場合の措置を、三十一條の三に書いておるわけであります。たとえば加算法から控除法に移ります場合には、まだ減価償却しきつていない固定資産をどうするか、こういう問題があるわけであります。あるいは控除法から加算法に移ります場合には、すでに要する控除をしつめた固定資産の所得額と問題をのぞ、どう扱うかということに問題があるわけであります。所得の計算におきましては、すでに全額控除された固定資産の所得額も、減価償却額だけは経費として控除せられて参りますので、その間の措置をどうするかという問題があるわけであります。このような問題につきまして、不均衡の生じないように技術的な調整を加えたいとする趣旨で、たいへんこまかな計算方式をここに規定しておるわけであります。第三十三條の附加価値税の税率の年度基準につきまして但書を加えておるわけでありますけれども、事業年度が六月を越えますものにつきましては、概算納付をしたり、概算申告納付をしななければならぬわけでありますが、これらの税額をどうするかということが、税率の規定において明確を欠いておりましたので、概算期間の末日の属する年度の税率によるのだということをも、明らかに書いておこうとする趣旨であります。

第三十三條の二は、「法人又は個人が二種以上の事業をあわせて行う場合においては、その納付すべき附加価値税の課税標準とすべき附加価値額は、こ

これらの事業を通じて算定する」ということにならざるを得ない。たとえ水産業と製造業とを兼ねて行つておられる場合に、製造業の税率と水産業の税率とは異なるおられるわけであり。そういう場合にはこれは水産業の附加価値と製造業の附加価値というものを区分することが困難であり、この場合においては一体として附加価値額を算定いたしまして、その附加価値額を水産業にかかる総売上金額と、製造業にかかる総売上金額とに按分いたしまして、それぞれに税率を適用して参りたい、こういう考え方を適用して参ります。

第三十五條に新しく加えました点は、新たに加算法に基くところの附加価値額の計算方法を採用いたしたもので、そのような法人にありましては、確定した決算に基いて申告納付しなければならぬというようにいたしたわけであり。所得の計算が必要になつて参りますので、法人税法の申告納付と同様な方式を採用することにしたわけであり。三項以下の改正点は、従来附加価値額の概算納付につきましては、すなわち事業年度が六月を越えたる法人につきましては、六月を越えたる所であらうかじめ附加価値税の一部を納付しておいていただくわけであり。それを前事業年度の実績に基きまして、概算納付してもよろしいという方針をとつて参つたわけであり。事業年度の附加価値額が、前事業年度よりも、非常に下まわつて来るという場合には、前事業年度の附加価値額をそのまゝとらえて納付させることは、かなり酷である場合がございま

す。そこで二分の一以下に下まわる場合には、当該年度の見込みによつて、あらかじめ納めておけるのだというふうな方式を採用しておられるわけであり。ところが前事業年度の実績に基きまして、あらかじめ納めざるものと、当該事業年度の見込みに基きまして、あらかじめ納めざるものと、計算方式に根本的の相違があるわけであり。それを一律に概算納付という方式をとりました。そのかわり更正決定の権限は、道府県知事に与えておかない、半面に前事業年度の実績に基きまして、二分の一以下にならないようなる場合には、どん／＼それであらうかじめ納めておかなければならぬというふうな方針を採用して参つたわけであり。しかしながら、事業年度に参りまして、今年から法人につきまして申告納付の制度を採用することとございまして、附加価値税の申告納付につきましては、もう少し細密な区分をしても、府県で運用が可能ではなからうかという考え方のもとに、前事業年度の実績に基きましてあらかじめ納めざるものは、従来通り概算納付という言葉をし、前事業年度の実績と、いまものは明確であり。道府県知事に更正決定の権限を与える必要はない、しかしながら当該事業年度の見込みに基きまして、あらかじめ納めておきます部分につきましては、これは更正決定の権限を与えておく必要がある、そのかわり前事業年度の二分の一以下に下るといふに、著しく下まわるものでない場合であつても、当該事業年度の見込みで、あらかじめ納めておける余地を残した方がいゝのではなからうか、こういう考え方をとり

まして、七割以下に下りましても、当該事業年度の見込みに基きまして、あらかじめ納めておけるといふに、納税義務者の便宜を考慮いたしたわけであり。第三十六條の規定も私が御説明いたしました事柄に關する問題であり。従いまして従来概算納付という言葉を、概算納付と、概算申告納付というふうに使ひわけをすることにいたしましたわけであり。概算納付に關しては更正決定の権限はない、概算申告納付につきましては、更正決定の権限を留保しておくということになるわけであり。従いまして納付書という言葉も、今申し上げました二つの種類の区分に従ひまして、概算納付書と概算申告納付書というふうに使ひわけをいたしておきますので、かなりたくさんな條文にわたつて改正が加えられておるわけであり。しかしながら本質はただいま申し上げたところだけであり。第三十七條も同様の意味合いにおける言葉の調整であります。

第四十三條もまた概算申告納付と修正概算申告納付の觀念を取入れました結果、五号、六号を加える必要が生じて参つたわけであり。第四十四條も同じように概算申告納付の觀念を取入れました結果起きるところの修正であります。

この課税標準の分割にあたりましては、第三項に規定しておりますように、「法人にあつては第三十五條又は第三十六條に規定する申告書又は概算申告書に記載された事務所又は事業所について、個人にあつては第三十七條又は第三十八條に規定する概算納付書又は申告書に記載された事務所又は事業所について、製造業、電気供給業、ガス供給業、自動車事業、運河業、さん船業、船舶運搬業及び貨物陸揚場業にあつては附加価値額の總額の二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の給与額にあつては附加価値額の總額を当該事務所又は事業所の給与額にあん分して行ふものとする」というふうにしておつたわけであり。すなわち原則的には従業者の給与額に按分するわけであり。固定資産をたくさん持つておりますような軌道事業とか鉄道事業とかいうふうなものにありましては、二分の一は固定資産の価額に、二分の一は従業者の給与額に按分しておつたのであります。これをものと簡易な分割の方法をとりたいというように考えましたのと、ことに町村民税につ

きまして法人税割もまた関係市町村に分割しなければならぬという問題が生じて参つてゐるわけであり。そこで法人税割の分割方式と、なるだけ合せた方が企業のために便宜であらうというふうにも考えられますので、原則的には従業者の給与額ではありませんが、従業者の数に按分してしまおう。ただ固定資産の大きいようなものにつ

きまして、第三十八條もまた附加価値税の計算方法を採用いたした結果増加いたしました條文を、青色申告書による申告に關する更正決定につきましても引用いたさなければならぬと、つけ加えたわけであり。第五十四條は、二以上の道府県において事務所または事業所を設けて事業を行ふ場合の申告納付等に関する規定であり。これも概算納付と修正申告納付とにわけました結果から起きました修正が第一項、第三項の修正であります。そのほかに、従来二以上の道府県において事務所または事業所を設けて事業を行ふものにかかりますと

きまして、第三十九條は、ただいま申し上げましたと同じ意味合いにおきまして、概算申告納付いたしました部分について、修正申告も認めなければならぬと、修正申告納付の修正につきま

たで固定資産の大きいようなものにつ

いてだけ、半分は固定資産の価額、半分は従業者の数に按分しようと考えているわけでありませう。しかし若干複雑なこのような方式をとろうとしたしますもの、この税が府県税でありますので、あまり小さいものにつきました。また、このような方式をとる必要はないと考えましたので、若干整理をいたしまして、二つの分割基準を採用いたしますものは、三十二ページの二行目に書いてありますように、「電気供給業、ガス供給業、運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業並びに倉庫業」に限つてしまいたいと考えておるわけでありませう。四項には従業者の数の計算方式などを書いておるわけでありませう。

第五十七條の二は、外国法人の場合における主たる事務所または事業所所在地の道府県知事の意見を明確にいたしておるわけでありませう。

第五十八條は、異議の申立てにつきまして、文書をもつてしなければならぬという規定を加えた点でありまして、その理由は先ほど申し上げた通りであります。

第六十一條も同様の趣旨の改正であります。

第七十條に但書を加えましたのは、昭和二十七年一月一日から附加価値税が実施されるということになるわけでありませうけれども、本年の末までに解散した法人につきましては、来年度以降におきまして、整理の意味におきまして、たとえば若干の製造を行つたり、あるいは若干の物品の販売を行つたりいたしました場合に、附加価値税法を適用するの、あるいはむしろ従来の事業税法を適用した方がよいのか、若干問題があるわけでありませう。そこでこの際その関係を明確にいたすために、むしろ解散した法人につきましては、従来通り事業税の課税方式を踏襲した方が便宜であろうと考えまして、ここに但書を加えることにいたしましたわけでありませう。

第七十一條の第四項は、附加価値税は来年度一月一日から適用されるわけでありませうけれども、前年から引続いて事業を行つておられます部分につきましては、一応事業税の計算と附加価値税の計算の両方をいたしまして、月割でその税額をさらに区分する方式をとつておるわけでありませう。その場合の事業税の税率につきましての規定が、明確でございませうので、従来の税率、すなわち昭和二十六年年度の事業税の税率を使つて、そのような計算をするのだということ、明確にしておこうとする趣旨であります。

第七十三條も、應算申告納付の觀念を導入いたしました結果の字句的な修正であります。

第七十四條の二は、附加価値税に関する規定が適用される日以前に、取得した固定資産の取扱いに関する問題であります。前国会におきまして、附加価値税を控除法によつて計算いたします結果、将来において固定資産の増設が行われます企業につきましては、附加価値税の計算が非常に有利になるわけでありませうけれども、すでに企業の固定資産の整備を終つたものにつきましては、それらのものが控除されない結果、不均衡になるではないかというような問題があつたわけでありませう。このような企業の固定資産の整備をすでに終つてゐるか、これから行

かというところによつて、生ずる不均衡を是正したいという考え方のもとに、すでに整備を終つてゐる企業につきましても、減価償却のまだ済んでおりません部分につきましては、済んでおりません部分の金額を、残存耐用年数で除しまして得ました額を、その期間にわたつて、繰上金額から控除して参りたい、もつて将来において固定資産の整備を行う企業との間において、均衡をはかるようにいたして参りたいというふうに考えたわけでありませう。こうした規定でありますので、一応説明していただきますと、昭和二十七年一月一日の属する事業年度又は昭和二十七年年度の附加価値税について第五十二條第一項の規定によつて青色申告書を提出することの承認を受けた法人又は個人に対しては、その各事業年度又は各年の附加価値税の算定上、法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度の末日以前、個人にあつては昭和二十六年十二月三十一日以前に取得した固定資産で、その購入代金が第三十條第七項の特定の支出金額に算入されるべきものであり、且つ、これらの日の後において当該固定資産について法人税法又は所得税法の規定による減価償却が認められるものは、当該固定資産のこれらの日における帳簿価額を政令で定める基準によつて調整した額をその残存耐用年数で除して得た額を同項の特定の支出金額とする。但し、各事業年度又は各年において第三十條第七項の特定の支出金額に算入されるべき額について、法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日まで、個人にあつては昭和二十七年三月三十一日まで、地方財政委員会規則で定める手続によつて、それぞれ事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。というところをいたしておるわけでありませう。すなわち将来固定資産の取得額を、まるまる繰上金額から控除されないところの、従前から持つておりましたところの固定資産につきましては、その減価償却相当額を、将来にわたつてやはり繰上金額から控除して行こうとするものであります。しかしながらこのような控除を認められようとする者は、青色申告書を提出することの承認を受けた者に限ることとしたのであります。それが第一点であります。といひますのは、控除するものを認めるわけでありませうから、やはりプラス、マイナスをするそれ、の要素が明確に記帳されてゐるものでなければ、このような控除することだけを保証するといふわけには参らないだろうと思ふのであります。この趣旨において青色申告書を提出することの承認を認められてゐる者に限つて行きたいといふふうに考えてゐるわけでありませう。第二は、一定の時期までに控除を認められる部分につきまして、道府県知事の承認を受けておいてもらふとしてゐることでありませう。といひますのは、残存耐用年数が企業によりましては三十年、四十年にわたるものがあるわけでありませう。三十年、四十年にわたりますので、このような計算方式を続けて行こうとした場合は、当初の年において、毎年幾ら控除するかといふことを、確定しておく必要があるだろうと思ふのであります。そういう意味合いにおいて、最初に将来にわたる控

除額というものを確定しておこう、こ

ういうふうな意味におきまして、法人にありましては、昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日までに、個人にあつては昭和二十七年三月三十一日まで道府県知事の承認を受けなければならない。といひます。第三には、控除を求めます額は、償却未済の額を、残存耐用年数で除して得た額を、毎年毎

年残存耐用年数の期間だけ控除して行こう、こ

ういうふうな方針をとらうとしてゐるわけでありませう。

第二項が、二以上の道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う者につきましては、関係道府県知事個々について承認を受けなければならないといふことは非常に手数でありませうので、主たる事務所または事業所所在地における道府県知事の承認を得ればそれでよろしい、そのかわりその知事から関係道府県知事に遅滞なく、その旨を通知しなければならないといふことにいたしておるわけでありませう。

第三項は、このような制度を設けます反面、固定資産を売却した場合において、その売却額がまる／＼繰上金額に算入されますと、将来にわたつて控除し得るものまでも、繰上金額に入つて参りますので、将来において控除される額だけは、売却した金額から差引を認めるようにしたいといふ趣旨において設けてゐるわけでありませう。ここまでは附加価値税に関する改正であります。

第八十三條は、入場税に関する問題でありませうけれども、異議の申立てを文書でもつてしなければならぬといふことで、先ほど申し上げましたとこ

ろ、先ほど申し上げましたとこ

ろ、先ほど申し上げましたとこ

ろ、先ほど申し上げましたとこ

ろ、先ほど申し上げましたとこ

ろ、先ほど申し上げましたとこ

第九十九條の改正、第二百二條の改正、第三百三十一條以降の改正も、まづたく同様の趣旨であります。

四十四ページから遊興飲食税になるわけでありませうけれども、遊興飲食税に關します改正点も、異議の申立ては文書をもつてしなければならぬといふ点だけであります。

四十六ページ、百四十七條におきまして新たに第二項でもつて、前項各号の税率は、その税率を標準として当該各号に掲げる自動車の種類によつて更に区分することができ、当然のことであり、念のためにこういうふうな規定を置きまして、同じバスでありまして、二十人乗りのバスと五十人乗りのバスとでは、税額にも差等を付した方がよいのだという趣旨をうたつておこうと考えておるわけであります。

第百五十四條以下の自動車税に關します改正も、異議の申立てに關する修正点だけであります。

五十二ページ、百八十七條は、釧路税に関する改正でありますけれども、これも異議の申立てに関する部分だけであります。

第二百十七條漁業權税に関する改正
点もまつたく同様であります。

六十ページの第二百四十二條「狩獵者税にかかる改正点がございます。第二百四十二條第一項で、六月以下の獵役又は」を削つております。狩獵者税の罰則が少しきつ過ぎると考えられますので、体刑は除外したわけであります。

二百四十三條以下の改正点は、異議の申立ては文書をもつてしなければならぬ。

それから六十六ページの二百七十三條で道府県法定外普通税についての改正を行つておりますが、これも異議の申立ては文書をもつてしなければならぬといふ点だけでございます。七十

ページまでがそれらであります。

第二百九十二條以下が市町村民税の

問題であります。市町村民税につきま
して若干の改正を加えました結果、二
百九十二條に掲げておりますところの
定義におきましても、必要のあるもの
とないものとが生じて参りましたので
、若干の修正をしたわけでありませ
す。二号、三号に資産所得や事業所得
の定義が上つておりますが、これらの
言葉は改正市町村民税につきましては
用いないことにいたしてありますので
、それにかえまして新たに用いまし
たところの給与所得に関する定義を掲

げたわけであります。これらの定義はすべて所得税法あるいは法人税法において用いております言葉と大体同様

使つております。ただ違えておりますのは四号の課税総所得金額であります。読ませていただきますと、「総所得金額から所得税法第十一條の三から同

法第十二條までの各條の規定による控除をした金額をいう。」となつております。

す。これらの控除とは、昨日立花さんにお答えしました、医療控除とか災害控除とか扶養控除とか基礎控除とかいう種類のものでありますが、但し、市町村は、財政上特別の必要がある場合においては、当該市町村の條例の定めるところによつて、総所得金額から所

得税法第十二條の規定による控除のみをした金額とすることが出来る。」とい

ことにいたしておるわけであります。その趣旨は昨日御説明申し上げましたので、省略させていただきます。五号の所得税額、六号の同族会社等につきましては、事務的な修正を加えており

ます。七号の扶養親族につきましても、所得税法の規定の場合と同様にしておりますので、省略いたしておきます。十号で寡婦の規定を新しく設けただけであります。寡婦の定義は、「女子で、離婚し、若しくはその配偶者が死亡した後、婚姻をしていないもの又は妻で、夫の生死が明らかでないもの」というように、大体所得税法において改正しようとしたしております定義と歩調を合せて記載いたしております。

あります。十一号は法人税額でありま
すが、法人税法の規定によつて納付す
べき法人税（積立金に対するものを除

く。の額で同法第十條の規定によつて差除される所得税額」というのは、法人等が利子収入がございますと、これについて所得税を納めます。その部分

だけは税額控除されるわけでありまして、法人税割の課税標準につきまして

は税額控除をする必要はない、今後も法人割を徴収してしかるべきだといふふうに考えておるのであります。従ひまして、加算割いたします反面に、同法第四十二條第一項の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、同條第六項の規定によつてあわせ

て徴收される利子税額、同法第四十三條第一項の規定によつて徴收される過

並ひに国税徴收法第9條第三項の規定によつて徴收する延滞加算税額を含まないものとする。」といったしておりません。これはすべて税額という言葉は用いられておるわけですが、地方自治法使つております国庫金がある

質のものでありますので、こういうものは反面に控除をいたしまして、法人税割の課税標準にしないという方針をとりうとしておるわけでありませう。十
二号が所得割であります。が、所得税額、課税総所得金額若しくは課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として課する市町村民税又は法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。」となつておりまして、

從來から使ひなれて来ております言葉を、定義を改めてここに記載しておるわけであります。十三号の均等割も同

第二百九十三條は昭和二十五年年度の用語の特例でございましたし、二十六年年度以降に倣しておきますと、まづ

らわしくなりますので、削除いたします。

第二百九十四條は、市町村民税の納税義務に関する規定であります。が、法人税制を設けることにいたしました等の関係から、言葉の使い方を改めておるわけでありまして、納税義務者は一号から四号まで掲げておるわけでありまして、一号は「市町村内に住所を有する

個人」でありまして、括弧内のものは別なところで非課税の規定を設けてお

村内に事務所又は事業所を有する法人。四号は「市町村内に事務所又は事業所を有する法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの。」

号を二つにわけまして、三号には法人税、四号には法人税割の課せられない部分だけを別にしたわけであります。それから第二項の「市町村民税は、前項第三号の者に対しては、その事務所又は事業所ごとに課する。」という規定は削つたわけでありませう。従つて同一市町村内に事務所、事業所をたくさん持つておりまする場合、たとえば鉄道会社が停車場を幾つも持つておりまする場合には、停車場ごとに市町村民税が

課せられたわけでありますけれども、同一市町村内においては市町村民税は一つしか課せられないようにしたいと

たわけであります。

第二百九十五條は個人の市町村民税の非課税の範圍に關する規定であります。

す。改正点だけを見ますと、一市町村は、左の各号の一に該当する者に対し

ては、市町村民税を課することができない。」というのでありまして、「一 前年中において所得を有しなかつた者、二 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、三 不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦」となつておりまして、この「六十五年以上

の者」が新たに加わつたわけでありま
す。「これらのものが独立の生計を営

み、且つ、前年中において十万円をこえる所得を有した場合を除く。」とありますが、「独立の生計を営み」というのはミスプリントでありまして、こういうことはございません。これは前年中において十万円以上の所得を有した場合においては、当然課税しないという恩典は受けられない。もちろん十万円以上の所得を有するものにつきまして、実情に応じて、市町村が減免規定を適用することはさしつかえございません。しかしながら、不具者、未成年者、六十五年以上の者または寡婦であるがゆえに、当然市町村民税を課することにはならないということにはいたさぬわけでありまして、第二項の「市町村は、同居の妻に対しては、均等割を課することができない。」というものは、従来と同じであります。

第二百九十六條は、新たに地方公務員法が制定されました関係上、字句の修正を行ったわけでありまして、第二百九十七條は、「市町村民税の課税標準である所得税額等は」とあるのは、いつの所得税額等を言うのであるかということが、必ずしも字句の上で明確ではございませんので、特に「前年の所得について同年において適用された所得税法の規定に基いて算定したものとす」という趣旨を明確に書いたわけでありまして、

第二百九十八條は、市町村民税にかかわる徴税吏員の質問検査権について修正を加えておりますが、新たに三号を加えておるわけでありまして、特別徴収の制度を設けた関係上、給与支払報告書を提出する義務がある者につきましても、質問検査をする権限を留保したいというわけでありまして、

第三百二條は異議の申立に関する修正であります。第三百三條は市町村民税の申告義務に関する規定でありまして、特別徴収の制度を設けることになりました関係上、給与所得を受けておりました者に、申告の期限を少し早くしたという関係もありまして、二つにわけて申告義務を規定いたしました。すなわち三百三條では「第二百九十四條第一号の者は、毎年四月三十日まで、当該市町村の條例の定めるところによつて、前年の総所得金額、所得税額等、第二百九十五條の規定に該当する事実の有無その他必要な事項を、一月一日現在の住所所在地の市町村長に申告しなければならぬ。」これは個人に課しますところの一般的な申告義務であります。それから第二項は、個人及び法人を通じて、均等割だけしか納付を要しないものに關する申告の義務であります。新たに三項におきまして、前年において給与所得を受けましたものにつきましても、申告の義務を規定したのであります。すなわち「第二百九十四條第一号の者で、すなわち個人の納税義務者で、前年中において俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の支払を受けたものは、毎年二月十日までに、当該市町村の條例の定めるところによつて、同年中の給与所得の金額、給与の支払を受ける際に徴収された所得税額、第二百九十五條の規定に該当する事実の有無その他必要な事項を一月一日現在の住所所在地の市町村長に申告しなければならぬ。」ということにいたしましたわけでありまして、四月から源泉徴収をして行くことになるわけでございますので、二月十日までに市町村長に申告をしていただく必要と、準備が整わないわけでございます。そこで給与所得の徴収に部分につきましてだけ、この種の申告義務を課することにしたわけでありまして、

三百四條の修正は、所得税に係る更正又は決定事項の申告義務でありまして、所得税法によつて申告あるいは修正申告をしなければならないような場合においては、同様に市町村民税につきましても、申告書を提出していただく必要はないもので、若干脱漏しておつたものを、ここへつけ加えさせていただきますこととしたのであります。

それから三百六條は、異議の申立てに關する修正であります。三百七條は、給与支払報告書の提出義務を新たに課したわけでありまして、その趣旨は給与の支払いをしておりましても、源泉徴収をしなければならぬこととなるわけでありまして、そこで前年において給与の支払いを受けた人間を住所別に区分いたしましたして、それらが受けたところの給与額、さらに徴収いたしましたところの所得税額等を記載いたしましたして、住所所在地の市町村長まで報告書を提出してもらおうと考へておるわけでございます。すなわち三百七條を廃止していただきますと、一月一日現在において給与の支払をしていない者で当該給与の支払をする際、所得税法第三十八條第一項の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、二月十日までに、地方財政委員

員会規則の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額、所得税額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在地の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならぬ。」というように給与の支払いをいたしました者につきまして、住所別に区分して、給与支払報告書を提出しなければならぬ義務を課しました。半面、従来は源泉徴収票を個人別に作成いたしましたして、会社所在地の市町村に提出しておつたのであります。が、この義務を廃止することにいたしました。言いかえれば、源泉徴収票提出の義務にかえまして、新たに給与支払報告書の提出の義務を課したということになるわけでございます。

三百八條は、昭和二十五年だけの給与支払報告書の提出期限の特例でありまして、二月十日を四月二十日に読みかえたのであります。

三百九條は、「源泉徴収票等の写の提出義務違反に關する罪」というのを「給与支払報告書の提出義務違反に關する罪」と置きかえたのであります。三百十條は、給与所得にかかる申告書を提出する義務があります者につきましましては、給与の支払いをなしました者からもらつておりますところの源泉徴収票またはその写しをも添付いたしましたして、その申告の正確を期するよういたしましたと考えたわけでございます。

三百十一條は、単に字句の修正だけあります。

三百十二條は、均等割の税率の軽減に關する規定につきまして、若干あいまいでありました言葉の書き方を、おむね同様な趣旨によりまして、改正をいたしましたわけでございます。三百十三條は、新たに四項、五項、六項を設けまして、四項では「前二項の場合における税率、すなわち市町村民税の所得割の課税標準におきまして、第二、第三の方式をとる場合、すなわち課税総所得金額または課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課する場合に、課税標準額に応じて逡増するように税率を定めることができない。」ということを示すために、税率に關する規定でありまして、標準税率を百分の十、制限税率を百分の十一としたのであります。さらにこれらの税率の適用の区分は、「法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。」ということを六項で書いたわけでありまして、

三百十四條は、昭和二十六年年度の市町村民税にかかるこの法律の規定の適用でありまして、平年度と若干異なつて参りますので、期限等につきまして読みかえの規定を書いたわけでありまして、別に本質的な問題はありませ

三百十五條は、所得税法の改正に伴いまして、農業確定申告書等の言葉がなくなりましたので、それらに伴います修正であります。

三百十八條は、市町村民税の賦課期日が六月一日でありましたのを、一月一日に改めたのであります。その趣旨は、新たに特別徴収の制度を設けることになりました関係上、給与支払

員会規則の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額、所得税額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在地の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならぬ。」というように給与の支払いをいたしました者につきまして、住所別に区分して、給与支払報告書を提出しなければならぬ義務を課しました。半面、従来は源泉徴収票を個人別に作成いたしましたして、会社所在地の市町村に提出しておつたのであります。が、この義務を廃止することにいたしました。言いかえれば、源泉徴収票提出の義務にかえまして、新たに給与支払報告書の提出の義務を課したということになるわけでございます。

三百八條は、昭和二十五年だけの給与支払報告書の提出期限の特例でありまして、二月十日を四月二十日に読みかえたのであります。

三百九條は、「源泉徴収票等の写の提出義務違反に關する罪」というのを「給与支払報告書の提出義務違反に關する罪」と置きかえたのであります。三百十條は、給与所得にかかる申告書を提出する義務があります者につきましましては、給与の支払いをなしました者からもらつておりますところの源泉徴収票またはその写しをも添付いたしましたして、その申告の正確を期するよういたしましたと考えたわけでございます。

三百十一條は、単に字句の修正だけあります。

三百十二條は、均等割の税率の軽減に關する規定につきまして、若干あいまいでありました言葉の書き方を、おむね同様な趣旨によりまして、改正をいたしましたわけでございます。三百十三條は、新たに四項、五項、六項を設けまして、四項では「前二項の場合における税率、すなわち市町村民税の所得割の課税標準におきまして、第二、第三の方式をとる場合、すなわち課税総所得金額または課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課する場合に、課税標準額に応じて逡増するように税率を定めることができない。」ということを示すために、税率に關する規定でありまして、標準税率を百分の十、制限税率を百分の十一としたのであります。さらにこれらの税率の適用の区分は、「法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。」ということを六項で書いたわけでありまして、

三百十四條は、昭和二十六年年度の市町村民税にかかるこの法律の規定の適用でありまして、平年度と若干異なつて参りますので、期限等につきまして読みかえの規定を書いたわけでありまして、別に本質的な問題はありませ

三百十五條は、所得税法の改正に伴いまして、農業確定申告書等の言葉がなくなりましたので、それらに伴います修正であります。

三百十八條は、市町村民税の賦課期日が六月一日でありましたのを、一月一日に改めたのであります。その趣旨は、新たに特別徴収の制度を設けることになりました関係上、給与支払

員会規則の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額、所得税額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在地の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならぬ。」というように給与の支払いをいたしました者につきまして、住所別に区分して、給与支払報告書を提出しなければならぬ義務を課しました。半面、従来は源泉徴収票を個人別に作成いたしましたして、会社所在地の市町村に提出しておつたのであります。が、この義務を廃止することにいたしました。言いかえれば、源泉徴収票提出の義務にかえまして、新たに給与支払報告書の提出の義務を課したということになるわけでございます。

三百八條は、昭和二十五年だけの給与支払報告書の提出期限の特例でありまして、二月十日を四月二十日に読みかえたのであります。

三百九條は、「源泉徴収票等の写の提出義務違反に關する罪」というのを「給与支払報告書の提出義務違反に關する罪」と置きかえたのであります。三百十條は、給与所得にかかる申告書を提出する義務があります者につきましましては、給与の支払いをなしました者からもらつておりますところの源泉徴収票またはその写しをも添付いたしましたして、その申告の正確を期するよういたしましたと考えたわけでございます。

三百十一條は、単に字句の修正だけあります。

三百十二條は、均等割の税率の軽減に關する規定につきまして、若干あいまいでありました言葉の書き方を、おむね同様な趣旨によりまして、改正をいたしましたわけでございます。三百十三條は、新たに四項、五項、六項を設けまして、四項では「前二項の場合における税率、すなわち市町村民税の所得割の課税標準におきまして、第二、第三の方式をとる場合、すなわち課税総所得金額または課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課する場合に、課税標準額に応じて逡増するように税率を定めることができない。」ということを示すために、税率に關する規定でありまして、標準税率を百分の十、制限税率を百分の十一としたのであります。さらにこれらの税率の適用の区分は、「法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。」ということを六項で書いたわけでありまして、

三百十四條は、昭和二十六年年度の市町村民税にかかるこの法律の規定の適用でありまして、平年度と若干異なつて参りますので、期限等につきまして読みかえの規定を書いたわけでありまして、別に本質的な問題はありませ

三百十五條は、所得税法の改正に伴いまして、農業確定申告書等の言葉がなくなりましたので、それらに伴います修正であります。

三百十八條は、市町村民税の賦課期日が六月一日でありましたのを、一月一日に改めたのであります。その趣旨は、新たに特別徴収の制度を設けることになりました関係上、給与支払

員会規則の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額、所得税額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の一月一日現在における住所所在地の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならぬ。」というように給与の支払いをいたしました者につきまして、住所別に区分して、給与支払報告書を提出しなければならぬ義務を課しました。半面、従来は源泉徴収票を個人別に作成いたしましたして、会社所在地の市町村に提出しておつたのであります。が、この義務を廃止することにいたしました。言いかえれば、源泉徴収票提出の義務にかえまして、新たに給与支払報告書の提出の義務を課したということになるわけでございます。

三百八條は、昭和二十五年だけの給与支払報告書の提出期限の特例でありまして、二月十日を四月二十日に読みかえたのであります。

三百九條は、「源泉徴収票等の写の提出義務違反に關する罪」というのを「給与支払報告書の提出義務違反に關する罪」と置きかえたのであります。三百十條は、給与所得にかかる申告書を提出する義務があります者につきましましては、給与の支払いをなしました者からもらつておりますところの源泉徴収票またはその写しをも添付いたしましたして、その申告の正確を期するよういたしましたと考えたわけでございます。

三百十一條は、単に字句の修正だけあります。

三百十二條は、均等割の税率の軽減に關する規定につきまして、若干あいまいでありました言葉の書き方を、おむね同様な趣旨によりまして、改正をいたしましたわけでございます。三百十三條は、新たに四項、五項、六項を設けまして、四項では「前二項の場合における税率、すなわち市町村民税の所得割の課税標準におきまして、第二、第三の方式をとる場合、すなわち課税総所得金額または課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課する場合に、課税標準額に応じて逡増するように税率を定めることができない。」ということを示すために、税率に關する規定でありまして、標準税率を百分の十、制限税率を百分の十一としたのであります。さらにこれらの税率の適用の区分は、「法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。」ということを六項で書いたわけでありまして、

も、川崎市は東京府内に金融機関を指定いたしまして、そのことを三越に通知するわけであります。そうすると三越は川崎市の指定せられました金融機関に払い込めば、納入の義務は完了したことになるわけあります。三百二十一條の六は、特別徴収税額に変更があります。三百二十一條の七は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなる場合、すなわち転職等の場合がこれに該当するわけあります。その場合にはまだ徴収いたしておりません税額

は、普通徴収税額に繰入れられて徴収されるということをうたつておるのであります。三百二十一條の八は、「法人税割の申告納付」の制度を畫いてゐるわけでありまして、法人税を申告納付しなければならぬ、その都度法人税割も申告納付しておいてもらおうという趣旨において規定をいたして参つております。法人税の課税標準の算定期間中に、事務所または事業所を有しておりましたところのそれ／＼の市町村に、一定の方式によりまして分割いたしました法人税額を課税標準といつまして、それに個々の市町村の税率を乗じました金額を、申告納付しておいてもらふと考へてゐるわけでありま

す。三百二十一條の九は「法人税割とに係る虚偽の申告に關する罪」でありますして、他の税と同じような方法で規定いたしてあります。三百二十一條の十一は「法人税割の更正及び決定」の條限について規定をいたしてゐるわけでありす。三百二十一條の十二は「法人税割の不足税額及びその延滞金の徴收」であります。これも他の申告納税額と同様の趣旨の規定であります。二

百二十一條の十三は、「二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の申告納付」の方法を書いてあるわけでございますけれども、関係市町村が多数に及ります場合は、それ／＼の市町村におきますところの従業者の数に法人税割の課税標準を分割しようと考えているわけでありまして、按分しようと考えているわけでありまして、しかしながら法人が、みづから法人税割の課税標準でありまして、その法人税割を関係市町村に分割した額について、関係市町村が異議を持つてゐる場合がございます。こういう場合に、関係市町村が個々に更正をいたしましたのでは、会社が非常に多くの市町村を相手にして、いろいろの問題を処理して行かなければならない煩雜さが生じて参りますので、この種の修正につきましては、主たる事務所または事業所所在地の市町村だけが行うという建前をとつてゐるわけでありまして、従いまして、関係市町村長は、主たる事務所または事業所所在地の市町村長に對しまして、必要があれば分割基準の修正を求めることになるわけでありまして、修正をした場合には主たる事務所または事業所所在地の市町村長から、関係市町村長にそれ／＼通知をすることにはなるわけでありまして、その趣旨の規定が百二十一條の十四であります。

三百二十二條は特別徴収義務者に關する納期限の延長の規定であります。三百二十三條は他の特別徴収の場合と同様に、特別徴収義務者について、ことさらに減免の規定を設けることは適當でないという趣旨をうたつてゐるわけでありまして、三百二十四條は、市町村民税の脱税に關する罪につきまして、法人税割等を設けました關係上の修正を加へてゐるわけでありまして、三百二十五條は、法人税割を設けました結果、市町村に對しまして、税務署等につきまして書類の閲覧を求める場合、法人税割につきましてその権限を与える必要がありまして、この種の規定を設けたわけでありまして、三百二十六條の規定は、全体の整理の關係から、削除をいたしております。三百二十七條は、新たに特別徴収の税額が入つて参りましたので、その意味の納入金の規定を、他の特別徴収にかゝる税目と同趣旨のもとに加へております。三百二十八條は、法人税割あるいは特別徴収等の規定が加わりました結果生じた修正であります。三百二十九條はやはり同趣旨の修正であります。三百三十一條は、異議の申立てに關する修正であります。三百三十二條は、やはり特別徴収の制度を設けたことから来るところの言葉の上の修正であります。三百三十四條、三百三十五條も同様であります。以上が市町村民税であります。○前尾委員長 午前の會議はこの程度

にいたしました、午後一時半から再開いたします。午後零時四十分休憩。午後二時十九分開議。○前尾委員長 それでは再開いたします。この際公述人の選定についてお諮りいたします。すなわち地方税法の一部を改正する法律案についての公聴会は、明日午前十時より開かれます。ことになつておりますが、その公述人につきましては、一応去る六日の委員会におきまして八名選定をいたしましたのであります。しかし一般より申出の方々につきましては、本日午前中で締め切つたのであります。その結果次の二名の方を公述人に選定したいと思ひます。すなわち東武鉄道株式會社事務取締役工藤義男君及び農機具小売商の渡辺卯佐三君のお二人を公述人に選定したいと思ひますが、御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕○前尾委員長 御異議なしと認めまして、さう決定いたします。

○前尾委員長 それでは休憩前に引続き、地方税法の一部を改正する法律案について、政府より説明を聴取いたします。○農野政府委員 第三百四十三條から御説明いたします。固定資産税の納税義務者のうちで土地や家屋に關します部分については、土地台帳や家屋台帳などに所有者として登録されてゐる者をいうことにいたしてゐるのであります。それらの人たちが死亡してゐるときについての納税義務者の取扱ひが明瞭を欠いておりましたので、第二項の後段の規定を設けることにいたしましたわけでありまして、すなわち「所有者として登録されてゐる個人が賦課期日前に死亡してゐるとき、又は所有者として登録されてゐる法人が同日前に消滅してゐるときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有してゐる者をいうものとする」とことにいたしましたわけでありまして、必ずしも土地台帳または家屋台帳などに登録されてゐる名義人には課さないわけでありまして、第三百四十四條は、使用者に課する固定資産税の規定を廃止したわけでありまして、固定資産の所有者が国や地方団体や日本国有鉄道、日本専売公社などでありまして、その固定資産には固定資産税が課されないものでありますけれども、一般私人の持つております固定資産と同じような状態のもとに使用されております場合には、単に所有者が国や日本国有鉄道であるがゆゑに、固定資産税を課さないというところは、當てではないというふうな考え方のもとに、それらの場合には固定資産の使用に關して固定資産税を課するといふ建前をとつていたわけでありまして、しかしながら現実の運営の状況を見て参りますと、地方団体や一般庶民のために設けております住宅につきましても、その使用者にかなり重い固定資産税を課しておりました、現在の住宅政策から考へて参りますと、おもしろくない面も出て参りましたので、この際使用者に對する固定資産税の規定は、全部削除してしまふといふことにいたしましたわけでありまして、これに伴ひまして三百四十五條の国等の所有にかゝる固定資産の使用人等の届出、あるいは三百四十

六條、あるいは三百四十七條等の規定も廃止いたしましたわけでありまして、三百四十八條で固定資産税の非課税の範圍につきまして第七号に若干の修正を加へてありますが、これは国庫保存法等の法律が文化財保護法というふうにかつて参りました關係上加へました言葉の上の修正であります。三百五十一條は、固定資産税の免税点についての改正であります。現行の固定資産税の免税点は、昭和二十六年度におきましては、土地、家屋、償却資産、それ／＼について一万円を免税点にいたしてあります。昭和二十七年以降は土地、家屋、償却資産を合算しまして三万円を免税点にしてあります。しかしながら固定資産税の課税の現況から考へて参りますと、合算して計算するといふことよりも、土地は土地、家屋は家屋、償却資産は償却資産として取扱つた方が便宜でありますので、免税点の計算をそれ／＼に行つて行くところの昭和二十五年及び昭和二十六年の方式を續けて参りたい、こういう考え方を持つてゐるわけでありまして、同時に償却資産につきましての免税点一万円という金額は、いかにも零細な、固定資産税の課税の対象になるからなにかわからないようなものでも、あえて捕捉する傾向に陥るおそれもありますので、これを三万円に引上げまして、そうすることによつてあまり零細なものまでも、固定資産税の課税対象に入れまして無用の圧迫感を納税義務者に加へることを避けたい、こういうふうな考へたわけでありまして、三百五十二條も同様の改正であります。三百五十七條は、異議申立に關する改正だけあります。三百六

十一條は、使用者課税の廃止に伴いましてこの規定も不要になつたわけであります。

三百六十二條の固定資産税の納期は、市町村民税について申し上げましたと同様、所得税の納期の改正に伴いまして市町村民税、事業税等にわたりまして調整を加えたわけであります。

三百六十四條の第八項において改正いたしておりますのは、農地につきましては統制価格が存在しているという建前のもとに、この法律をつくつておつたわけであります。ところが昭和二十六年におきましては、もはや農地に關する統制価格はなくなつてしまつたわけであります。従いまして昭和二十六年におきまるところの農地に対する固定資産税も、時価を決定して課税して行かなければならぬわけであります。時価が決定されるまでは昭和二十五年年度の固定資産税の額を標準にいたしましたして、仮りに納付させて置かなければならぬ、いわゆる一般の土地や家屋と同じような徴税の方法をとらなければならぬことになりましたので、その意味合いにおける修正をいたそうとしておるわけであります。

三百六十五條は、市町村民税の場合と同じように報奨金の金額を若干引上げたといふことであります。

三百六十八條は、固定資産税の使用課税を廃止した結果、若干字句を削除する必要があると参つたわけであります。三百七十條は、異議の申立てに關する修正であります。三百七十三條も同様であります。

三百七十八條は、使用者課税を廃止した結果、不要になつたわけであります。三百七十九條も同様であります。

す。

三百八十一條は、固定資産課税台帳の登録事項でありますけれども、使用者課税を廃止した結果、その種の關係の規定を削除する等の若干の字句の上の修正だけであります。

三百八十三條は、固定資産のうち償却資産に關する申告の期限を一月十日としておつたのでありますけれども、一月一日現在において課税されるべきものについて、一月十日までに申告させることは、かなり期間が短か過ぎますので、一月三十一日にしたい。その他若干の言葉の上の修正を加えておきます。三百八十六條は、異議の申立てに關する修正であります。

三百八十九條は、その一号、二号に書いておられますような船舶、車両、その他の移動性または可動性償却資産で、二以上の市町村にわたつて使用されるもの、あるいは鉄道もしくは軌道または送電、配電施設等につきましては、その評価は地方財政委員会が行いまして、その価格を關係市町村に地方財政委員会から配分したておるわけであります。しかしながら關係市町村が一道府県内にとどまるものは、その実情を的確に把握してありますところの道府県知事に、評価の権限を与えた方が適當であると考えましたので、これらの固定資産のうちで、關係市町村が一道府県内にとどまらず、關係市町村が一道府県内にとどまらずのものにつきましては、従来地方財政委員会の行つておりました評価の権限等を、道府県知事の方にやつて行こうとする改正であります。

三百九十一條は、償却資産の申告期限を延ばしました關係上、地方財政委員会に價格の決定期限、あるいは通知

の期限も若干ずらそうとしておるわけであります。三百九十三條は、道府県知事に先ほど申し上げましたような権限を与えまして、道府県知事は、同様の趣旨と、それから申告期限を延ばした關係上若干時期をずらそうとする修正であります。

三百九十五條は、道府県知事に評価の権限を与えた關係上の規定の修正であります。三百九十六條も同様であります。道府県知事に評価の権限を与えたわけでありまして、道府県の職員に對しまして、固定資産の價格の決定に關する調査のために必要な検査の権限を与えようとするものであります。

三百九十七條は調査に關する検査拒否等に關する罪につきまして、道府県の職員に關するものも加へたいと考えられているわけであります。三百九十八條も道府県知事に評価の権限を与えた關係の修正と、異議の申立てに關する修正の規定であります。四百條も同様であります。

四百四條、固定資産評価員の設置の規定のうちで、四項と五項とを修正しておりますが、これは単に字句の上で修正を行つただけのことでありまして、四項の規定と五項の規定を省きまして、市町村は、固定資産税を課せられる固定資産が少い場合においては、第一項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる、といふことになつておる点については、かわりはないわけであります。

しては、先ほど申し上げましたように統制価格がなくなつたので、農地につきましても時価によつて更正して行かなければならぬ關係上、若干の修正の必要を生じたわけでありまして、第四十三條の第二項を削除いたしたのも同様の趣旨であります。

四百十五條の固定資産課税台帳の縦覧の期間につきまして、若干期限をずらしておりますのも、申告の期限をずらした關係上生じたものであります。四百十七條で若干規定を廃止しましたのは、使用者課税を廃止した關係上生じた修正であります。

四百十七條の概要調書の送付に關する期限も若干延ばしておりますけれども、これも申告期限を延ばした關係上生じた修正であります。四百十九條も同様であります。

四百二十二條の中で「遅滞なく」を「一月以内に」に改めておりますのも、期限を明確にしたいといふところから起つた修正であります。

四百二十三條の固定資産評価審査委員会の設置、選任等の規定につきましては、若干の変更を加えておりますが、その趣旨は、固定資産評価につきまして、納税義務者の間からいろいろ異議が生じますと、市町村ごとに設けられておりますところの、三人の委員からなる固定資産評価審査委員会へ異議を申し立てて行くわけでありまして、しかしながら、たとえば東京でありますとか、横浜でありますとか、固定資産の非常にたくさんありますところにおいて、一つの固定資産評価審査委員会では、あらゆる異議をさばいて行くといふことは、とてもさばき切れな

こで固定資産評価審査委員会において処理すべき事務が多いと認める市におきましては、三人の委員を十五人まで増加することができ、かようにいたしたいわけであります。その反面に、それらの委員を三人からなる部会に編成いたしましたして、それらの部会に對しまして固定資産評価審査委員会の処理すべき事項、委員会の行すべき職務をまかせることができるようにいたして行きたい、かように考えているわけであります。

四百二十四條の固定資産評価審査委員会の委員の任期等に關する修正は、今申し上げましたような場合において増員することがございますので、それに伴う修正であります。四百二十六條は、委員の欠格事項に第五号を加えたわけでございます。四百二十八條は、固定資産評価審査委員会の人数を増加する場合を生じて参りますので、二人以上の委員の同意でできるということ、出席委員の過半数でできるということ、ふりに修正を行うことにしたわけであります。

四百四十八條は、自動車税につきましては体刑を廃止してしまふといふ意味合いのもとに、六月以下の懲役という規定を削除するわけでありまして、四百四十九條は、異議の申立てに關する修正であります。四百五十一條、四百五十二條は、いずれも自動車税につきましては体刑をやめてしまふといふふうに考えたための修正であります。四百五十六條は、異議の申立てに關する修正であります。四百五十九條も同様であります。

四百七十條の荷車税に關する改正は、やはり罰則のうちから体刑をやめ

てしまおうという関係であります。四百七十一條は、異議の申立てに関する修正であります。四百七十三條、四百七十四條は、いずれも罰則のうちから体刑に関する部分をやめてしまおうという改正であります。四百七十八條は、異議の申立てに関する改正であります。四百八十一條も同様であります。

五百三條も同様であります。五百六條、五百九條、五百二十九條、五百三十八條、五百四十一條、五百六十條、五百六十九條、五百七十二條、五百九十六條、六百五條、六百八條、六百三十二條、六百三十六條は、いずれも異議の申立てに関する改正規定であります。

六百五十三條の接客入税に關します部分は、やはり罰則のうちから、体刑をやめてしまおうというのと、罰金の金額を若干下げたいという意味合いの改正であります。六百五十四條は、異議の申立てに関する改正であります。六百五十六條は、やはり罰則の合理化から起きた修正であります。六百五十七條も同様であります。

六百六十一條、六百六十四條、六百六十八條、六百八十三條、六百九十二條、六百九十五條は、いずれも異議の申立てに関する改正であります。

七百三條の二は、国民健康保険税を創設する関係上、新たに設けたものであります。各項を追って申し上げますと、「国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができ、市町村は国民健康保険事業を

行うものとされております。国民健康保険事業を行なう場合には、保険料を徴収することができ、徴収したものはまた国民健康保険というものが持ちまします。この相扶共済の精神を、さらに徹底して行きたいという意味合いのもとに、この保険料を国民健康保険税として課して行くことができるものとしたわけであり、課すか課さないかは、当該市町村の選択によつてきまることがあります。これらの税額は、国民健康保険に要する費用に充てなればならないところの目的税の形式をとつておるわけであり、納税義務者は国民健康保険の被保険者である世帯主に限つております。そういう世帯主と健康保険の被保険者が非世帯主であります。納税義務がないのかどうかという問題であります。そういう場合には第八項で「国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、その世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主を第一項の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課することとしております。しかしながらこの場合におきましても、同様な国民健康保険税を課して行きます場合には、かなり重い負担になつて参りますので、八項の後段に書いてありますように、「この場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該世帯主の所得割額及び均等割額を減額することができ、その額としておきます。さらに個々の税額の計算方式につきましても、各項によつて御説明いたしたいと思ひます。第二項は、「国民健康保険税の標準課税額は、当該

年度の初日における療養の給付に要する費用の総額の見込額の百分の七十に相当する額とする。これはもとより標準課税額でありますから、これを上まわつても下まわつてもさしつかえはないわけであり、大体この程度は国民健康保険税を課しました場合には、療養の給付を受けましますもの負担いたします。一部負担金は、おむね療養費の五割程度であらうというふうな考え方をいたしてあります。三項には「前項の標準課税額は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合計額とする。第四項は「前項の所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の標準課税額に対する標準割合は、それぞれ百分の四十、百分の十、百分の三十五及び百分の十五とする。」としてあります。従ひまして個々の納税義務者に対しては、この国民健康保険税の課税額というものは、課税総額の四割というものを所得割でわけて行くわけであり、さらに一割を資産割でわけて行くわけであり、三割五分を被保険者の人数によつてわけて行くわけであり、もとより健康保険の被保険者は、国民健康保険の被保険者ではございませんから、この場合には被保険者均等割の中には加わらないわけであり、従つて健康保険の被保険者が家族の中に健康保険の被保険者となるものがあります場合には、世帯主は被保険者均等割の中に入らないけれども、家族は入つて来るということになつて参るわけであり、自然健康保険の被保険者が世帯主である場合には、その世帯主の分

だけは被保険者均等割は少くなるというわけであり、それから一割五分が世帯別平等割で課税されるわけであり、五項は「国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。但し、課税額は、一万五千円をこえることができない。現在の保険料の最高、普通は一万五千円程度であります。もつと少いところもあり、若しこれより高いところもござい、このより高い最高額の制限をおきましたのは、国民健康保険税というものは目的税であります。ある程度利益の限度を越えないという目的税の原則を考慮して行きたいというふうに考えましたので、応能負担的な、相扶共済的な観念とからみ合せ、最高制限を一万五千円程度に抑えたいと考えたわけであり、なお所得割額の計算方式を六項に書いておるわけでありまして、「所得割額を第二十九條第四号但書の課税所得金額にあん分して算定する。」ものとしてあります。従ひまして課税所得金額から基礎控除いたしました金額に、課税総額の四割を按分するということになるわけであり、しかしながらそのより計算の方式をとることが、著しく困難であると認める市町村におきましては、その市町村の条例の定めるところにより、市町村の住民税の所得割額に按分したとして、算定することができ、このように方式を採用しようといふたしますもの、国民健康保険税が目的税でありますために、ある程度利益の

限度を越えないということを主体に考へて行きたいというふうな意味合いにおいて、この種の課税標準を採用しようとしておるわけであり、七項は、資産割の課税の方法であります。固定資産税額または固定資産税額のうち土地及び家屋にかかると部分の額に、全体の一割の額を按分して算定するものとしたしてあります。

七百一十一條は異議の申立てに関する修正であります。七百十六條、七百二十五條、七百二十八條も同様であります。

七百四十條の二項の規定を設けましたのは、来年一月一日からは、附加価値税が実施されるわけであり、すけれども、今年中に解散してしまつて法人につきましても、将来におきましても事業税を継続実施して行きたいというふうな考えのための改正であります。

七百四十五條につきましても、事業税のうち法人分だけを申告納付の制度を採用することにしたしてあります。関係上、個人分と法人分とわけて規定しなければならぬことになつたわけであり、そういう意味合いの改正と、二以上の道府県において事務所または事業所を設けて事業を行つております場合の関係道府県間の分割につきましても、先ほど附加価値税について申し上げましたと同じような、分割標準の改正を行うことになつておりますので、その意味合いにおける修正を加へるわけであり、すなわち「所得金額の総額を当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して定める。」わけであり、

七百四十七條の二は二種の事業を

あわせて行方場合における事業税額の算定」でありまして、附加価値税について、水産業と製造業とを合せ替む場合における例をあげて申し上げました。それが同じ趣旨の改正であります。

七百五十一條は事業税の徴収につきまして、法人分については申告納付の方法をとらうとするための改正であります。

七百五十一條の二は個人分は普通徴収の方法によるわけでありまして、徴収の方法を二つにわけました。関係上普通徴収の手續に關しまして、他の税目と同じような、この種の規定をおこらうとしておるわけでありまして、

七百五十二條は同様の意味合いにおきまして、個人の事業税に關する規定だけに限つておきたいという意味合いから、言葉の上に修正を加えただけであります。

七百五十二條の二は、二以上の道府県において、事務所または事業所を設けて事業を行う個人は、関係道府県知事にそれ／＼分割の基準等を申告しなければならぬのでその意味合いの明文の根拠をおいたのであります。

七百五十三條は単に法人の事業税を別の規定にいたした関係上生じましたところの字句の修正であります。七百五十四條もまた同様であります。これらは異議の申立に關する修正の規定であります。

七百五十四條の二は、法人の事業税について新たに申告納付の制度を設けましたので加えた條文であります。これは附加価値税に關してとつております申告納付の制度と、まったく同様の関係において規定を設けております。附加価値税の規定と同じであります。

すので、こまかい説明をすることは遠慮させていただきます。

七百五十四條の三は「法人の事業税の修正申告納付」七百五十四條の四は「法人の代表者等の自署及び押印の義務」七百五十四條の五は「法人の代表者等の自署及び押印の義務違反に關する罪」で、いずれも附加価値税の場合と同様であります。七百五十九條は、異議の申立に關する修正であります。

七百六十二條の二は「法人の事業税の更正及び決定」であります。これも附加価値税の場合とまったく同様の方式を採用いたしております。

七百六十三條は、法人と個人とにおいて、徴収の方法を違へました結果生じました字句の修正であります。

七百六十三條の二は「法人の事業税の不足額及びその延滞金の徴収」の方法でありますけれども、これも他の申告納付の税と同じ方式を採用いたしております。七百六十三條の三は「納期限後に納付する法人の事業税の延滞金」七百六十三條の四は「法人の事業税の過少申告加算金及び不申告加算金」七百六十三條の五は「法人の事業税の重加算金」七百六十三條の六は「二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付」七百六十三條の七は「二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う場合の申告納付に關する更正又は決定」七百六十三條の八は「事業税に係る地方財政委員会事務局の職員の間接検査権」七百六十三條の九は「地方財政委員会事務局の職員の間接検査拒否等に関する罪」も、いずれも附加価値税の場合の方式とまったく同様であります。

七百六十四條は、法人の事業税につきて、新たに申告納付の制度を設けましたので、それらに關する救済の規定をつけ加えたわけでありまして、七百六十五條は、やはり申告納付の制度をとりました関係上、若干字句の修正を行つたわけでありまして、七百六十七條は異議の申立てに關する修正であります。

七百六十八條は「二以上の道府県に關して行方業務に對する特別所得税の課税標準とすべき所得金額」でありまして、個人の事業税の場合と同様に、従業者の數に按分したとらと考へておる次第であります。

七百六十八條の二の「特別所得税に係る地方財政委員会事務局の職員の間接検査権」を新たに加へておるわけでありまして、地方財政委員会が特別所得税の課税標準となるべき所得金額の總額を關係道府県に分割する場合において、關係道府県知事の異議の申立て等によりまして変更をいたした場合には、根拠を持たなければならぬわけでありまして、それらの権限の行使とのつり合ひ上、質問検査権を与えることにいたしましたわけでありまして、

七百六十八條の三も、検査拒否等に関する罪で、同様の趣旨であります。七百六十三條の二は「二以上の道府県において業務を行う者の申告義務」につきまして、様式を地方財政委員会規則で定めた方がよろしいわけでありまして、それに伴う字句の修正だけであります。七百六十四條は一條加わつて参りました關係上字句の修正を加えております。七百六十五條も異議の申立てに關する修正であります。七百九十九條、七百九十五條、七百九十八條も、

いずれも異議の申立てに關する改正であります。

附則の第一項は、「この法律は、公布の日から施行し、この法律中に特別の定めがある場合を除く外、市町村民税に關する改正規定中法人税割に關する部分及び事業税に關する改正規定中法人の行方事業に對する事業税に關する部分については昭和二十六年一月一日の屬する事業年度分から、その他の部分については昭和二十六年年度の地方税から適用する。但し、固定資産税に關する改正規定中第三百八十九條第一項に關する部分は、昭和二十七年年度から適用するものとする。」全体は二十六年年度分から適用するわけでありまして、けれども、法人の申告納付によるものや市町村民税の法人税割につきましては、一月一日の屬する事業年度分からいたしたいわけでありまして、

なお八項に自作農創設特別措置法の一部の改正規定を挿入いたしておりますが、政府が自作農創設のために、土地を買収いたしまして、それから自作農創設の意味合いにおいて、土地の譲り渡しを受ける者に、売り渡すわけでありまして、売り渡された者の名義になるまでには、その間に若干時期的なずれがあるわけでありまして、単に名義がかつていないだけで、旧所有者に固定資産税が課せられますことは、苛酷な場合が多いわけでありまして、そのやうな場合においては、政令の定める分割の方法によりまして、当該土地を使用しておる者が、その固定資産税の負担に任ずるといふやうな制度をとつておるわけなのであります。が、その關係の規定をその趣旨に従つて整理しようとする意味合いにおい

て、四十四條の四を改正するわけでありまして、

○前席委員長 これで政府の説明が終つたやうでありますので、本日はこれにて散會いたします。

午後二時五十六分散會

第十四回国会衆議院地方行政委員会
會議録第十六号中正誤

頁段行
一四 一行
に 前三
の 款中
前 第二
三 章第
三 一節
條を 第五
の二に 十七
第七 條を
款中 改め
「第七 同
十四 條」
の二に 第七
改め 十四
る 條を
加える

一四 四
部を 権限
の二に の一
條を 部を
條例で 設ける
り九 支庁 支
り二 設ける
り二 設ける
一七 ける市 市
税 四國民 三國民
健康 健康
保險 保險

頁段行	誤	正
一四一九	第三項	前三項
二二七	(控除)	(控除)
四	知事に届ける	知事の承認を受ける
五	当該届出又は申請	当該申請
一	及び関係	及び他の関係
三〇	家屋、家屋以外	家屋及び家屋以外
三一	家屋、家屋以外	家屋及び家屋以外
四一九	課税標準	課税標準
五二六	添付	添附
三三	第一項但	第一項後
四一六	第七十四條	第七款中第七十四條
五	所得税法	所得税法(昭和十二年法律第二十号)
六	遅滞なく	遅滞なく
七一〇	第十二所	第十二所
八二〇	添付	添附
九三六	不足額	不足税額
一〇二五	納期	納期
一二三	期により納	期による納
三一二	よつてその法人	よつて、その法人
四八	基準	基準
一四二四	不服がある市町	不服がある市町
五二四	市町村長	市町村長
一三二	固定資産	固定資産
一七一	政委員会、政委員会とする	政委員会、政委員会とする
一四二	第十項	第七項
一七三	規則の	規則で
四一四	添付	添附
三	第一項か	第二項但
二五	第五項	第三項
一八三	日を経過	月を経過
二二	申告業務	申告又は報告の義務
二一九	方	方

昭和二十六年三月十七日印刷

昭和二十六年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所